

レセ電通信調 30011号
平成 30年 6月 4日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「服用薬剤調整支援料」の記録について

平成 30年 4月診療（調剤）報酬改定により新設された「服用薬剤調整支援料」の請求において、下記の事象が発生しております。

つきましては、平成 30年 6月請求以降の対応を下記のとおりとさせていただきますことをお知らせします。

大変ご不便をおかけし、お詫び申し上げます。

記

1 不要なエラーが発生する事象

「服用薬剤調整支援料」については、調剤を行っていない月に算定することが可能な調剤行為となっております。

しかしながら、調剤を行っていない月に、当該調剤行為を「摘要薬学管理料」項目に記録し請求した場合において、不要なエラー「L2584：基本料・薬学管理料レコードの摘要薬学管理料が記録されているが、『前回調剤年月日』、『前回調剤数量』がセットで記録されていません。」が表示され、電子レセプトによる請求ができない事象が発生します。

（参考 1：調剤行為マスターの設定内容）

調剤行為コード	調剤行為名称	薬学管理料区分	（参考）薬学管理料区分の内容
440005610	服用薬剤調整支援料	1	調剤を行っていない月に、算定可能な医学管理料であるか否かを表す。 0：算定できない薬学管理料及び薬学管理料以外の調剤行為 1：算定可能な薬学管理料

※「薬学管理料区分の内容」はレセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書（社会保険診療報酬支払基金 編集）より抜粋

(参考2：記録条件仕様「基本料・薬学管理料レコード」の規定)(抜粋)

項目		内容
薬学管理料	① 負担区分	1 (略)
	① コード	2 調剤を行っていない月に算定した在宅患者訪問薬剤管理指導料等については、 <u>本欄には記録せず、摘要薬学管理料欄に記録する。</u>
	① 回数	
	① 点数	
② (以下略)	3 (略)	
摘要薬学管理料	① 負担区分	1 調剤を行っていない月に在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した場合は、 <u>本欄に必要事項を記録する。</u>
	① コード	
	① 回数	2 及び 3 (略)
	① 点数	
	② 及び ③ (略)	
前回調剤年月日	1 算定した薬学管理料の対象となる調剤日を和暦で年号区分コード(別表4)を含めて記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
前回調剤数量	算定した薬学管理料の対象となる調剤数量(投薬日数)を記録する。	

2 平成30年6月請求分の対応

不要なエラーが表示され、電子レセプトによる請求ができない事象を回避するため、L2584エラーを廃止します。

このことにより、「摘要薬学管理料」項目に「服用薬剤調整支援料」が記録され、「前回調剤数量」が記録されていない場合は、「L3723：前回調剤数量の記録誤り」に係る不要なエラーが発生しますが、当該レセプトについては、「エラー分含む」の状態ですべて請求確定していただくようお願いします。

3 平成30年7月請求以降分の対応

調剤行為ごとに「前回調剤年月日」及び「前回調剤数量」の記録要否を判断するよう、チェック仕様を改修いたします。